

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月23日

【会社名】 スタンレー電気株式会社

【英訳名】 Stanley Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北野 隆典

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(6866)2222

【事務連絡者氏名】 経理部門長 赤松 知範

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(6866)2222

【事務連絡者氏名】 経理部門長 赤松 知範

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当  
(発行価額の総額) 0円  
(発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)  
541,446,000円

(注) 1. 本募集は、平成28年6月20日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的とする新株予約権の発行に関するものである。

2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行され、新株予約権につき金銭による払込みを要しないため、0円とする。また、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成28年6月13日の時価を基礎として算出された見込額である。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項はない

【縦覧に供する場所】 スタンレー電気株式会社 大阪支店  
(大阪市淀川区西中島7丁目1番5号)  
スタンレー電気株式会社 名古屋支店  
(名古屋市東区葵3丁目22番8号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年6月23日に有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、平成28年6月20日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載内容(添付書類を含む。)について、当該有価証券報告書を有価証券届出書の参照書類に追加するため、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

#### 第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、平成28年6月20日に提出した有価証券届出書に添付していた「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

(添付書類の削除)

平成28年3月期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の業績の概要  
自己株券買付状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第110期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) 平成27年6月26日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第111期 第1四半期(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日) 平成27年8月6日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第111期 第2四半期(自平成27年7月1日 至平成27年9月30日) 平成27年11月13日関東財務局長に提出

#### 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第111期 第3四半期(自平成27年10月1日 至平成27年12月31日) 平成28年2月12日関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成28年6月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成27年7月3日に関東財務局長に提出

#### 6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成28年6月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を平成27年9月14日に関東財務局長に提出

#### 7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成28年6月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき臨時報告書を平成27年11月27日に関東財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第111期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) 平成28年6月23日関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断している。

（訂正後）

参照書類である有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はないと判断している。